

令和7年度移住定住促進事業  
伊豆の国市子育て移住プロモーション業務 公募仕様書

本仕様書は、本市が「伊豆の国市子育て移住プロモーション業務（以下「本業務」という。）」の受注者を公募するに当たって、必要とする基本事項について定めるものである。

1 事業名

令和7年度移住定住促進事業 伊豆の国市子育て移住プロモーション業務

2 業務の目的・概要

本業務は、地方への移住に関心を持つ東京圏在住の20代から40代の子育て世帯を対象に、本市の暮らしや子育て環境の魅力を発信するための動画を制作するとともに、インターネット広告を活用した情報発信を行うことにより、本市の移住候補地としての認知度向上及び移住関心層の拡大を図る。

3 業務内容

(1) 動画の企画、撮影及び制作

ア メインターゲット

自然に囲まれた地方での暮らしや、のびのび子育てできる環境に関心を持つ、東京圏在住の20代から40代の子育て世帯

イ 動画の内容

以下に示す構成要素を踏まえ、プロモーション動画を制作すること。

(ア) テーマ

東京での忙しい毎日に疲れを感じ、自然に囲まれた暮らしに憧れを抱いた一組の家族が、伊豆の国市へ移住し、自然や地域とのふれあいの中で、少しずつ「ゆとりのある暮らし」を取り戻していく様子を、家族型ロボット「LOVOT（らぼっと）」の視点から温まるストーリー仕立てで描くこと。

(イ) 構成要素

動画内では、LOVOTの視点を通じて、以下のような伊豆の国市の魅力が自然に伝わる内容とすること。

- a 子どもがのびのび遊べる自然や公園、地域コミュニティとのふれあい
- b 幼少期から農業や自然と触れ合える環境（田畑・里山等）
- c 実際に移住して暮らす上での安心感や喜び（家族との時間、住環境等）

(ウ) 補足

ナレーション（または字幕）による演出を含めること。ナレーションは第三者視点、またはLOVOT本人の語り口を模した形式のいずれでも可とする。

LOVOT 本人の語り口とする場合は、GROOVE X 社の事前承認を得ること。なお、LOVOT が実際に言葉を発する表現は不可とする。

#### ウ 動画の向き及び長さ

- (ア) 動画は原則横型 (16:9) で制作し、1 本当たりの長さは 3 分以内とすること。  
また、30 秒以内のティーザー動画 (告知用) を作成すること。
- (イ) 縦型 (9:16) を作成する場合は、同一テーマで短縮した内容を横型と併せて制作することとし、1 本当たりの長さを 1 分以内とすること。

#### エ その他

- (ア) 動画制作に当たっては、新たに素材となる動画を伊豆の国市内で撮影すること。LOVOT 本体の撮影も現地で行うことを基本とする。
- (イ) 撮影に当たって必要となるロケ調整や関係機関への許認可等の諸手続きは、受注者自身で行うこと。
- (ウ) 納品形式は、以下のとおりとすること。
  - a 解像度：フル HD (1920×1080px) 以上
  - b ファイル形式：MP4 (H.264 推奨) 形式
  - c ティーザー動画：MP4 形式、SNS 投稿に適した縦横比に調整されたもの
- (エ) サムネイル画像 (静止画) は、メインターゲット層の興味を引くデザインとし、各動画につき 1 点以上制作すること。
- (オ) LOVOT の撮影及び映像利用に当たっては、GROOVE X 社のガイドラインを遵守すること。なお、本市において、既に同社より LOVOT の撮影及び映像利用に関する使用許諾を取得済みであるが、その他追加で使用許諾等が必要となる場合は、受注者の責任において手続きを行うものとする。

### (2) 広告配信業務

#### ア 広告配信

- (ア) 移住候補地としての本市の認知度向上を図ること、伊豆の国市移住定住支援サイト「Life izu country」へ誘導するための広告を配信すること。
- (イ) 広告配信に当たっては、前年度以前の「移住定住促進事業 伊豆の国市子育て移住プロモーション業務」により制作された動画及び関連素材を活用すること。なお、前年度以前の同業務により制作された動画及び関連素材は、必要に応じて再編集して使用することを可とする。
- (ウ) 広告配信に当たっては、ターゲティングの仮説を設定すること。
- (エ) 広告配信先は、原則、東京圏のうち東京都及び神奈川県とすること。

#### イ 広告プラットフォーム

- (ア) 対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、本市と協議の上、決定すること。

(イ) 選択する広告の種類には、インストリーム広告とアウトストリーム広告の両方を含むこと。

(ウ) 広告プラットフォームについては、複数利用も可とし、提案する広告プラットフォームについては、他のプラットフォームとの違いや優位性等、選択した理由を説明できるものとする。

#### ウ 配信時期

配信は、年3回に分けて継続的に行うものとし、具体的な期間については、本市と協議の上、決定すること。

#### エ 目標設定

(ア) 本業務における広告配信の目標となる項目等を本市と協議の上、設定すること。

(イ) 設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

### (3) 効果測定及び報告業務

ア 伊豆の国市移住定住支援サイト「Life izu country」のアクセス状況及び広告配信業務の状況をモニタリングし、状況に応じて的確に対応すること。

イ 広告配信について、広告の表示回数・クリック数、Webサイト等の閲覧回数、CPC、CPA、Cost等の費用及び閲覧者の属性（性別、年齢、地域、特性等）を分析しながら、定期的に報告するとともに、必要に応じてターゲットの変更等の改善策を本市と協議の上、実施すること。

ウ 来年度以降の運用を見据え、本業務の効果を検証し、今後の改善策の提案を行うこと。

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 5 成果品等

### (1) 納品場所

伊豆の国市企画財政部企画課（静岡県伊豆の国市長岡 340-1）

### (2) 成果品の形式等

ア 業務完了報告書：紙媒体1部及び電子媒体（DVD-ROM等）で1部  
（業務実施記録、結果報告、分析結果、その他関係資料）

イ 動画の電子データ：電子媒体（DVD-ROM等）で2部

ウ 本業務で使用した写真や動画等の電子データ：電子媒体（DVD-ROM等）で1部

## 6 貸与品

- (1) 受注者が機器の設定等に必要な資料は、本市がその都度貸与する。
- (2) 貸与品の管理保存は、不測事態が生じないよう適正に行うこと。

## 7 特記事項

- (1) 本業務における成果品の著作権（著作権法（昭和 54 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、利用、複製及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて契約金額内で実施すること。
- (3) 本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた場合、受注者は自己の費用及び責任において、これを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (4) 受注者は、成果品について、本市及び本市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

## 8 再委託の制限等

受注者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、本業務の実施に必要と認められる業務については、本市と協議した上で、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

## 9 機密保持等

- (1) 本業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2) 本業務の実施に当たって知り得た情報を、受託期間中及び本業務終了後に第三者に漏らし、又は不正な目的で利用してはならない。
- (3) 本業務に係る機密情報について、盗難、紛失、漏洩等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じること。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (2) 本市との定期的な打合せ会を設定する等、随時情報交換を実施するとともに、本業務の遂行に関し疑義が生じた場合は、本市の指示を受けること。
- (3) 各業務にかかる編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、すべて契約金額に含むものとし、追加請求は認めない。

- (4) 本業務終了後において、受注者に責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める修正、補正等その他必要な措置を行い、その費用はすべて受注者の負担とすること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、対応について決定するものとする。